

みよし市

工事設計変更ガイドライン

令和4年4月

みよし市総務部総務課（契約検査）

はじめに

建設工事の施工においては、その自然的・社会的条件が複雑かつ多様で、不確実である。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更が生じる場合がある。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正品確法）」において、発注者責務の明確化が明記され、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。

本市では、設計変更については「みよし市工事請負契約約款」においてその手続を定め、また、「設計変更事務取扱要領」では設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項（変更理由、変更の範囲、手続及び様式）を定めている。

「みよし市設計変更ガイドライン」は、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等をまとめ、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的とし、策定したものである。

目 次

I 設計変更ガイドライン・・・・・・・・・・ P4～P40

II 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P41～P59

I 設計変更ガイドライン 目次

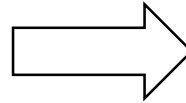
1	設計変更ガイドライン策定の背景・・・・・・・・・・P4	(5) 受注者からの請求による工期の延長
	(1) 建設請負工事の特徴	(6) 発注者の請求による工期の短縮
	(2) 発注者・受注者の留意事項	
	(3) 適切な設計変更の必要性	
	(4) ガイドライン策定の目的	
2	設計変更が適切に実施されるためには・・・・・・・・P6	
3	設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・・・・P7	
4	設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・・・・P12	
	○基本事項	
5	設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・・・・P13	
	○基本事項及び留意事項	
	○みよし市設計変更事務取扱要領による変更理由	
	○設計変更による契約変更の範囲	
	○設計変更の手続	
	○契約変更の手続	
	(1) 契約約款第19条<設計変更可能なケース>	
	(2) 具体的な手続き	
	(3) 工事中止の場合の手続き	
	(4) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	
6	設計変更に関わる資料の作成・・・・・・・・・・・・・P27	
	(1) 設計照査に必要な資料作成	
	(2) 設計変更に必要な資料作成	
7	関連事項・・・・・・・・・・・・・P29	
	○指定・任意の正しい運用	
	○入札・契約時の契約図書等の疑義の解決	
8	条件明示について・・・・・・・・・・・・・P32	
9	設計図書の照査について・・・・・・・・・・・・・P34	

注) 表中において
「約款」とは「みよし市工事請負契約約款」を示す。
「標準仕様書」とは「愛知県土木工事標準仕様書」を示す。

1 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 建設請負工事の特徴

建設工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

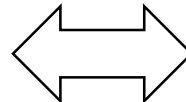


当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、**その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。**

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者

設計積算にあたって、工事内容に関する現場条件については、特記仕様書の条件明示の項目に記載するよう努めること。



受注者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合についても、条件変更の確認請求手続きを行うことが重要である。

現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成のため、工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

『発注関係事務の運用に関する指針』P4抜粋

(3) 適切な設計変更の必要性

公共工事の品質確保の促進に関する法律の基本理念に「公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結」すること及び発注者の責務として「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、設計変更事務取扱要領に定めるとおり、変更見込金額が当初契約金額の30%を超える場合であっても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負金額又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が当初契約金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負金額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(4) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について共通の認識を持ち、十分理解しておく必要がある。

2 設計変更が適切に実施される為には

- ◆設計変更が適切に実施される為には
(現場で施工した内容に見合った設計変更とするためには)

発注者

工事発注段階では、**条件明示を徹底**する。
施工段階では指示・協議は**書面にて約款第19条第3項**により調査の終了後**14日以内**に関係部局の調整を行ったうえで**回答**する。



- ・積算前の現地調査
- ・条件明示項目の記載の有無の確認（愛知県建設局）
- ・ワンデーレスポンス*に基づく速やかな意見決定及び回答を行う

- ※・受注者が発議した打合せ簿に対して速やかに回答する。
- ・回答が遅れる場合は、回答予定日を連絡する 等

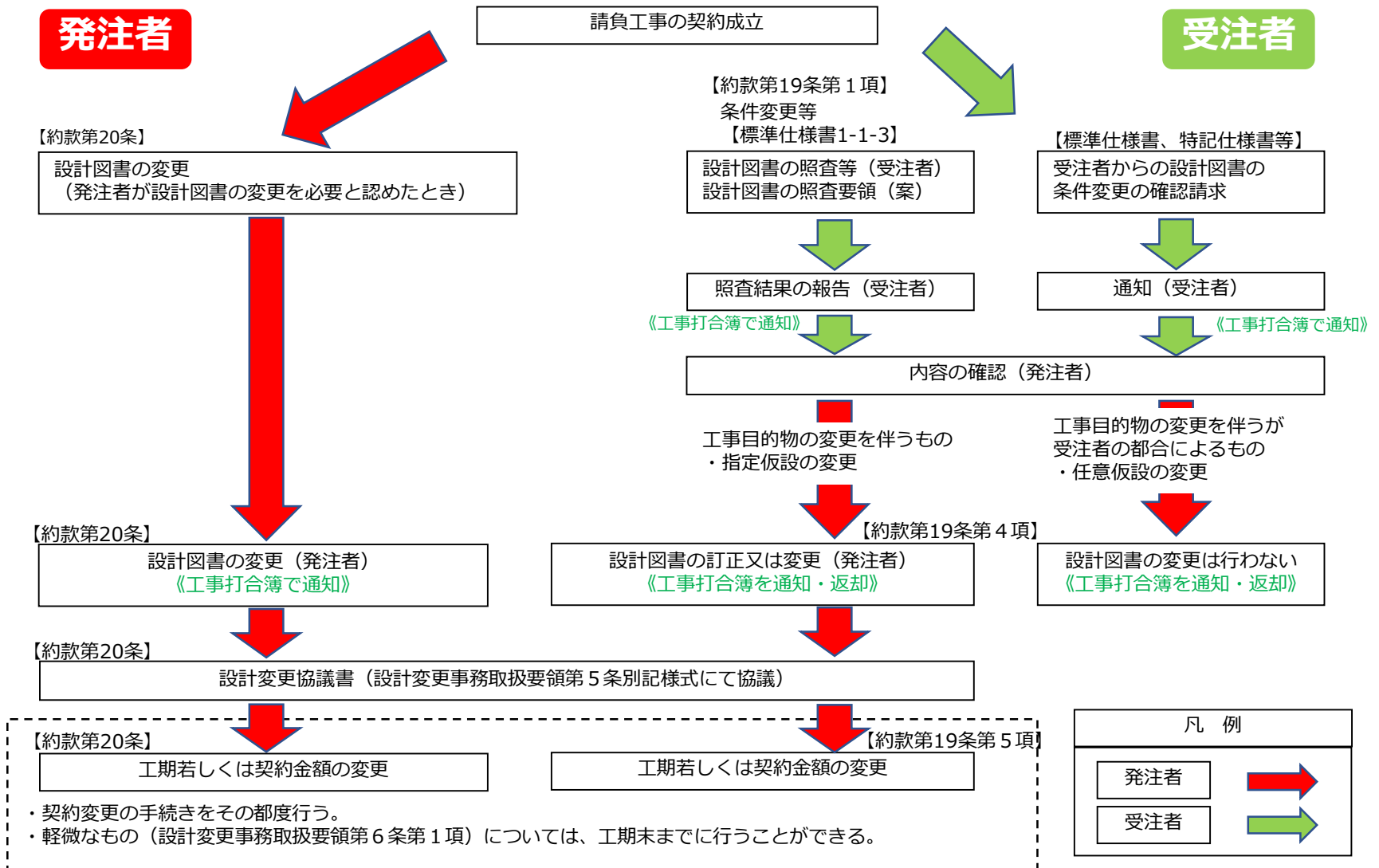
受注者

工事の着手にあたって設計図書を照査し、疑義が生じた場合は、速やかに**約款第19条第1項**による監督員に確認を請求し書面にて**回答を得てから**施工を行う。施工途中でも同様。

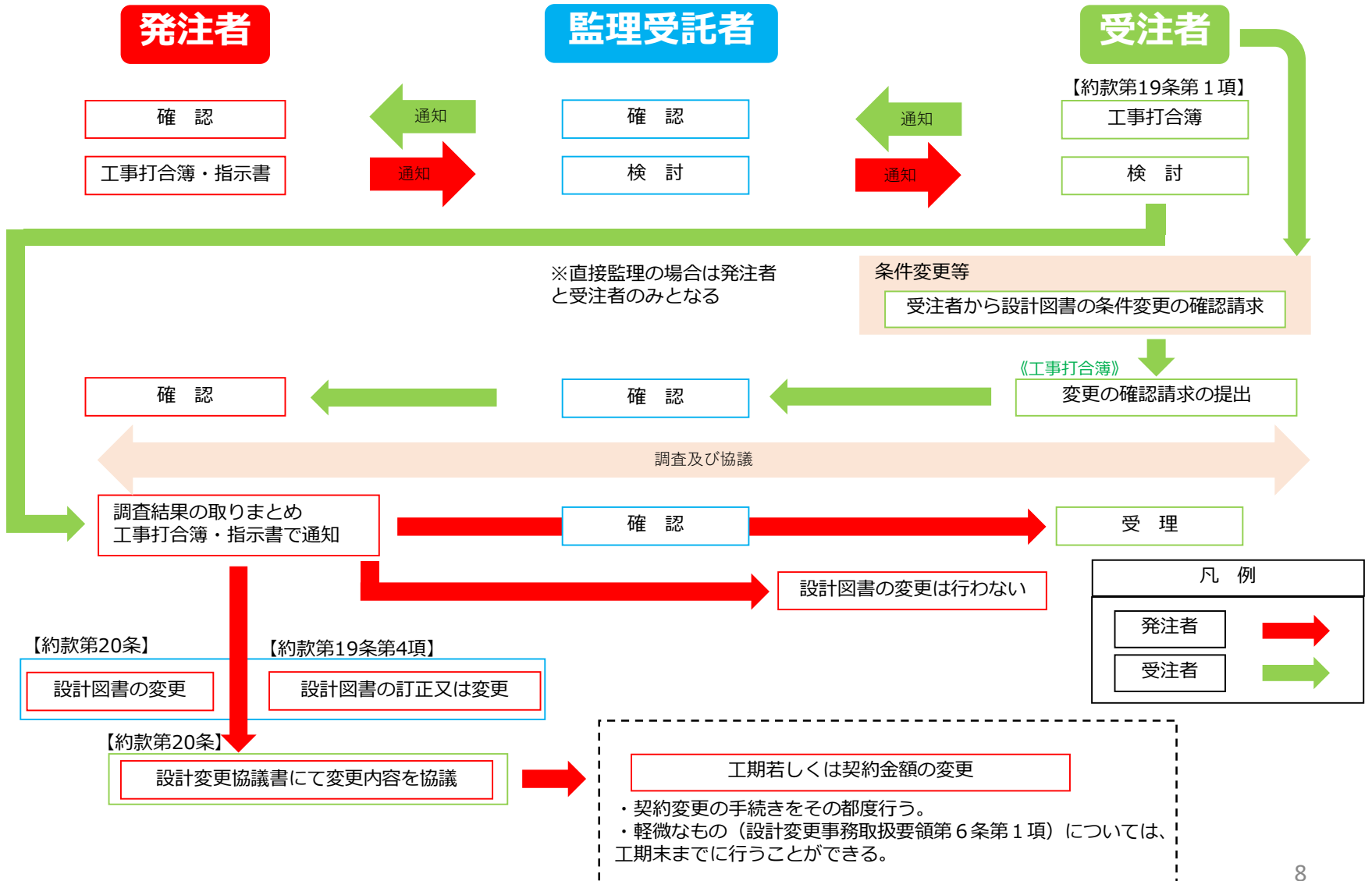


- ・設計図書の照査要領（案）（愛知県建設局）の活用
- ・工程を考慮した早い段階での確認の請求

3 設計変更手続きフロー（約款第19条・第20条） <土木工事>



設計変更手続きフロー（約款第19条・第20条） <建築工事>



◆工事請負者からの設計の条件の確認請求 記載（例）

受注者は、設計図書の内容が一致しないなどの事実があった場合は、直ちに通知し、その確認を請求しなければならない（契約約款19条）

監督員は、調査の結果をとりまとめ、調査終了後14日以内にその結果を通知しなければならない。（契約約款19条）

発注者、受注者ともに、押印又は記名

工 事 打 合 簿

発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発 議 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
発 議 事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他()		
工 事 名	〇〇〇〇〇〇工事（市道△△△線）		
受注者名	□□□□株式会社		
(内容)	令和〇年〇月〇日付けで契約した上記工事について、みよし市工事請負契約約款19条に基づき通知します。 ・重力式擁壁工施工のため、掘削しましたが、図面No.〇に示された支持地盤が確認できませんでした。		
(指示事項)	・重力式擁壁工は一時中止し、平板載荷試験を新規計上する。		
添付図	〇葉、その他添付図書		
本打合せ事項については、設計変更対象と	<input checked="" type="checkbox"/> する。(概算増減額〇,〇〇〇円) <input type="checkbox"/> しない。 <input type="checkbox"/> しない。		
発注者	上記について	<input checked="" type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。	令和〇〇年〇〇月〇〇日
受注者	上記について	<input checked="" type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。	令和〇〇年〇〇月〇〇日

概算金額を記載する場合は、「概算金額は「参考値」であり、変更契約額を拘束するものではない」等を記載する。

概算金額は契約金額ベースで記載する。

総括 監督員	専任・主任 監督員
(印)	(印)

現場 代理人	主任(監理) 技術者
(印)	(印)

◆設計変更協議書 記載例

《設計変更事務取扱要領第5条 別記様式》

別記様式(第5条関係)

決定者	検 討 者	合 議 者	起案者	起案	令和〇年〇〇月〇〇日
()	()	()	()	決定	令和〇年〇〇月〇〇日

下記理由により本工事の設計変更について次案のとおり協議してよろしいか。

設計変更協議書(案)

工 事 名	〇〇〇〇〇工事		
路線等の名称	市道△△△線	工 期	RO.O.O ~ RO.O.O
受 注 者	□□□□□株式会社	課 名	◇◇◇◇◇課
現場代理人	〇〇〇〇〇	監 督 員	△△ △△△
設計変更事務取扱要領の設計項目 (第3条関係)※条文は裏面参照 変更理由については別紙のとおり	<input type="checkbox"/> (1) <input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input checked="" type="checkbox"/> (2) <input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> エ	<input type="checkbox"/> (3) <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> オ <input type="checkbox"/> カ	<input type="checkbox"/> キ <input type="checkbox"/> ク <input type="checkbox"/> ケ
設計変更事務取扱要領 第4条関係 ※条文は裏面参照	概算増減額	累積概算増減額	当初契約金額に対する比率
当初契約代金額	第1回 193千円		6.43 %
3,000,000 円	第2回	千円	%
	第3回	千円	%
協 議 事 項	(1) 変更概要(必要に応じて設計書、図面等を添付) ・平板載荷試験 N=1 (0)箇所を新規計上する。		
(2) 変更金額(概算) ※構造、工法、位置、断面等の変更の場合は足引きした結果の金額を記入する。 193千円の増額			

該当項目に
チェック

概算増減額(契約金額
ベース)を記入
(2、3枚目にも記入)

〇〇〇〇〇〇工事
変更理由書
該当項目を記入

該当項目を記入 : (2)ーイ
当初、支持地盤の確認は目視で行い、重力式擁壁を施工する予定であった。掘削したところ、想定した支持地盤が確認できないため、擁壁タイプの再検討が必要となった。このため、重力式擁壁工の施工を一時中止し、平板載荷試験を新規計上する。

- ・裏面も印刷すること。
- ・2、3枚目は、お互いで保管すること。
- ・2、3枚目にも資料は添付すること。

◆その他「約款」に記載されている設計・契約変更の対象となる事項

第 9 条 特許権等の使用

第16条 支給材料

第18条 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等

第21条 工事の中止

第22条 受注者の請求による工期の延長

第23条 発注者の請求による工期の短縮等

第26条 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更

第27条 臨機の措置

第28条 一般的損害

第30条 不可抗力による損害

第35条 部分使用

4 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記のような場合は、原則として**設計変更ができない**。
(ただし約款第27条（臨機の措置）での対応の場合はこの限りではない)

1. 契約図書に条件明示のない事項において、発注者に条件変更の確認請求を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合。

対応例) 受注者は約款第19条第1項に該当する事項等発見したときは、その事実が確認できる資料を工事打合簿により監督員に提出し確認を求めらる。

2. 発注者に条件変更確認請求（工事打合簿）をしているが、**監督員（工事打合簿）による回答がない時点で施工を実施**した場合。

対応例) 条件変更確認請求（工事打合簿）による回答は、発注者が約款第19条第3項により調査の終了後14日以内にする事となっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、条件変更の確認内容によっては各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

3. **「承諾」で施工**した場合。

対応例) 承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は約款19条による条件変更の確認請求をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。

4. **みよし市工事請負契約約款・設計変更事務取扱要領第5条（設計変更の手続）の手続きを経していない場合**。

対応例) 発注者及び受注者は協議指示・一時中止・工期延期・契約金額の変更など所定の手続きを行う。

5. 正式な（指示・協議等）書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合。

対応例) 発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。
受注者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

5 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

1. 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や湧水等が現地で確認された場合。**（ただし、所定の手続きが必要。）
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。**
3. **所定の手続き（設計変更の手続）を行い、発注者からの「通知」又は「協議」によるもの。**
（「通知」、「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
4. 受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、工事打合簿により通知する。
2. 当該工事での変更の必要性を明確にし、設計変更は約款第19条第5項・第20条に基づき設計変更協議書により協議する。（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注すべきか）を明確にする。）
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、設計変更事務取扱要領「軽微な変更」の設計変更を行う場合は、工期末（債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度末）までに行うことができる。
4. 設計変更協議書の協議事項には、**変更概要と変更金額（概算）**を記載する。なお、概算金額は、受注者の見積書を参考とすることができる。
5. 議会の議決を経た案件に係る契約変更の手続は、前項の規定にかかわらず、当該契約変更に係る増減額、工期等を考慮し進めるものとする。

【みよし市設計変更事務取扱要領による設計変更理由】

◆約款又は特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、以下の理由により元設計を変更する必要がある場合に行う。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

ア 自然現象、その他不可抗力による場合【約款第19条第1項第4号又は第5号】

例) 大雨により現地盤の変状が確認されたため、現地の状況に適合するよう変更する。

イ 他事業及び施行条件等に関連する場合【約款第19条第1項第4号又は第5号】

【他事業】とは、他機関、公益事業者等の実施中又は計画中の事業とする。

例) 区画整理地内の下水道工事において、道路築造の進捗に合わせ施工延長を変更する。

例) 発生土の搬出先について〇〇地内の河川工事を予定していたが、工程調整の結果、■ ■地内の区画整理工事へ変更する。

ウ 地元調整等(施設管理者又は関係機関との調整を含む。)が必要となった場合。

【約款第19条第1項第4号又は第5号】

地元調整等の処理については、円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならぬ。

【地元調整等】とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望に対する対応を含むものとする。

例) 地元店舗の要望により店舗前の工事を夜間作業にする。

例) 地元要望により排水計画に変更が生じたことから、それに合わせ当該道路の流末個所を変更する。

例) 工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり、調査の結果、敷鉄板の敷設を追加した。

エ 安全対策(交通誘導警備員、仮設工等の新增設等)に基づく場合【約款第19条第1項第4号又は第5号】

例) 警察協議を行ったところ、交通誘導警備員の配置計画に対する意見により配置人数を変更する。

例) 警察協議を行ったところ、現道切り回し作業を夜間とするよう意見を付されたことから夜間作業を追加する。

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

ア 推定岩盤線の確認に基づく場合【約款第19条第1項第4号】

例) 河床を掘削したところ、岩盤線が当初想定と相違していたため、護岸が岩着するよう施工範囲を変更する。

イ 地盤支持力の確認に基づく場合【約款第19条第1項第4号】

例) 支持地盤が試験杭の施工結果から強度不足が判明したため、杭長を変更（基礎工の構造を変更）する。

ウ 土質・地質の確認に基づく場合【約款第19条第1項第4号】

例) 土質条件が現場と設計で一致しないため、薬液注入率を変更する。

例) 現場の土質が設計条件と違うため、薬液注入を追加する。

エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合【約款第19条第1項第4号】

例) 埋設管が工事の支障となるため、既設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加する。

オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による数量、処理方法及び処理場等の変更に基づく場合【約款第19条第1項第4号】

例) 発生したAs殻にクラック抑制シート等の不要物が混入していたため、処理費用を変更する。

カ 諸経費調整に基づく場合

キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合【約款第19条第1項第4号】

例) 掘削にあたり想定以上の湧水があったため、水替えポンプをウエルポイント工法に変更する。

ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合【約款第19条第1項第4号】

例) 測量（設計）時点から現地状況が改変されていたため、擁壁高さを変更する。

ケ 設計図書の内容の不一致、誤謬、脱漏又は不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因による場合【約款第19条第1項第1号から第5号】

例) 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質・地下水位に関する一切の条件明示がない。

例) 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通誘導警備員についての条件明示がない。

例) 工事施工上必要な材料名について、図面ごとに一致しない。

例) 同一工事現場の建築、電気設備及び機械設備の各設計内容の整合がとれていない。

(3) 事業の進捗を図ることが合理的かつ効果的であるもの【約款第20条】

例) 設計金額と契約金額との差額（いわゆる執行残）、又はやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的效果、あるいは投資的效果を促進するため、増額する場合のもの。ただし、増工する理由が明確であり、財政課等関係各課との協議が整った場合に限る。

【設計変更による契約変更の範囲】 [みよし市設計変更事務取扱要領第4条より]

- ◆ 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内（別件発注するのが妥当な場合は除く。）の場合
 - ただし、増加額が30パーセントを超える場合であっても、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なときは、契約変更することができるものとする。
 - なお、契約変更が複数回に及ぶ場合、当初契約金額に対する累積増減額が当初契約金額の30パーセントを超えてはならないものとする。
 - (2) 設計変更により現契約金額を減額する場合
- ◆ 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替えるものとする。

【設計変更の手続】 [みよし市設計変更事務取扱要領第5条より]

- ◆ 設計変更はその必要が生じた都度、**監督員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で**、設計変更協議書（別記様式）により、別表に定める決定区分に従い決定を受け、契約者に協議しなければならない。この場合において、変更金額については概算金額とすることができる。
- ◆ 監督員は、次の各号のいずれかの条件を満たす変更は、前項の規定による**設計変更の協議を行う前に、工事打合簿又は指示書（建築工事のみ）により契約者に工事の変更を指示し、当該変更に係る工事施工後に設計変更の協議をすることができるものとする。**
 - (1) 現場の取合いなどで、工事施工前に数量が定まらないもの
 - (2) 防災及び安全管理などのため、緊急施工が必要なもの
 - (3) 受注者の責めによらない事由で、設計変更の協議を待つことができない設計変更であって、第三者への影響があるもの

※設計変更協議書及び工事打合簿等には、概算金額を記載する。

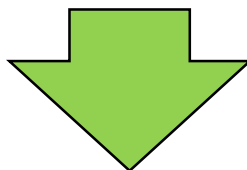
【契約変更の手続】 [みよし市設計変更事務取扱要領第6条より]

- ◆ 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、以下の（１）から（３）のいずれかの条件を満たす変更又は（４）から（５）の条件を全て満たす軽微な変更は、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあっては各会計年度末）までに行うことができるものとする。なお、契約期間を変更する必要があるものについては、その都度遅滞なく変更契約書を作成しなければならない。
 - （１）現場の取合いなどで、工事施工前に数量が定まらないもの
 - （２）防災及び安全管理などのため、緊急施工が必要なもの
 - （３）受注者の責めによらない事由で、設計変更の協議を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）
 - （４）工種の追加を伴わないもの
 - （５）設計変更による増減額（複数回に及ぶ変更の場合は、累積増減額）が当初契約金額の30パーセント未満かつ1,000万円未満のもの
- ◆ 契約変更に伴う変更執行伺書に添付する設計変更理由書には、第3条の「設計変更のできる範囲」に該当する項目を明記し、併せてその理由を具体的に記述しなければならない。この場合において該当する事項が2以上となる場合も同様とする。

(1) 契約約款第19条 (設計変更可能なケース)

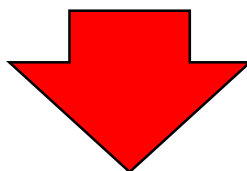
受注者

「契約約款第19条第1項」に基づき、条件明示が一致しない旨を直ちに発注者に通知



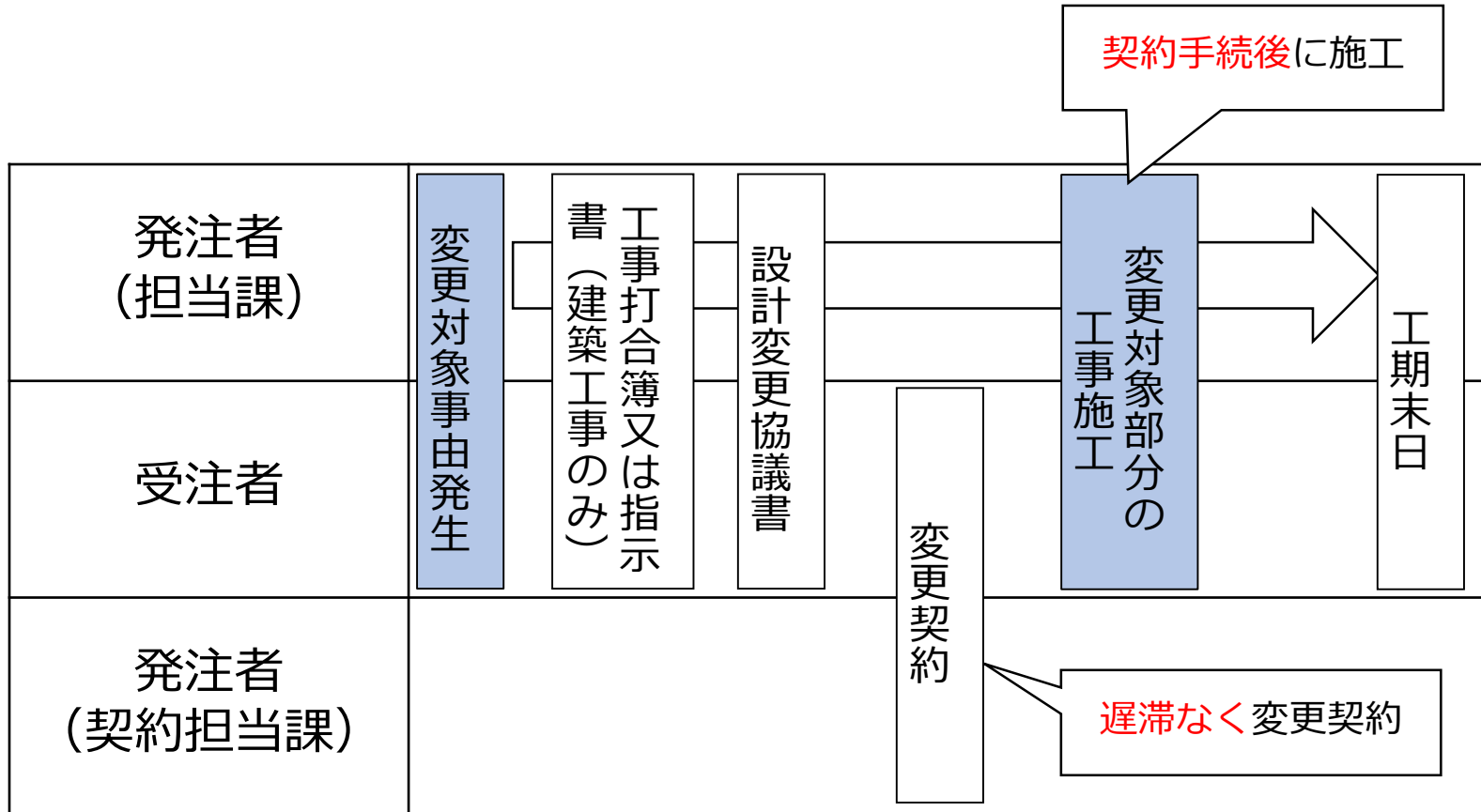
発注者

「契約約款第19条第4項、第5項」に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更
(当初積算の考え方に基づく条件明示)



受注者及び発注者は「契約約款第24条、第25条」に基づき、「協議」により工期及び契約金額を定める

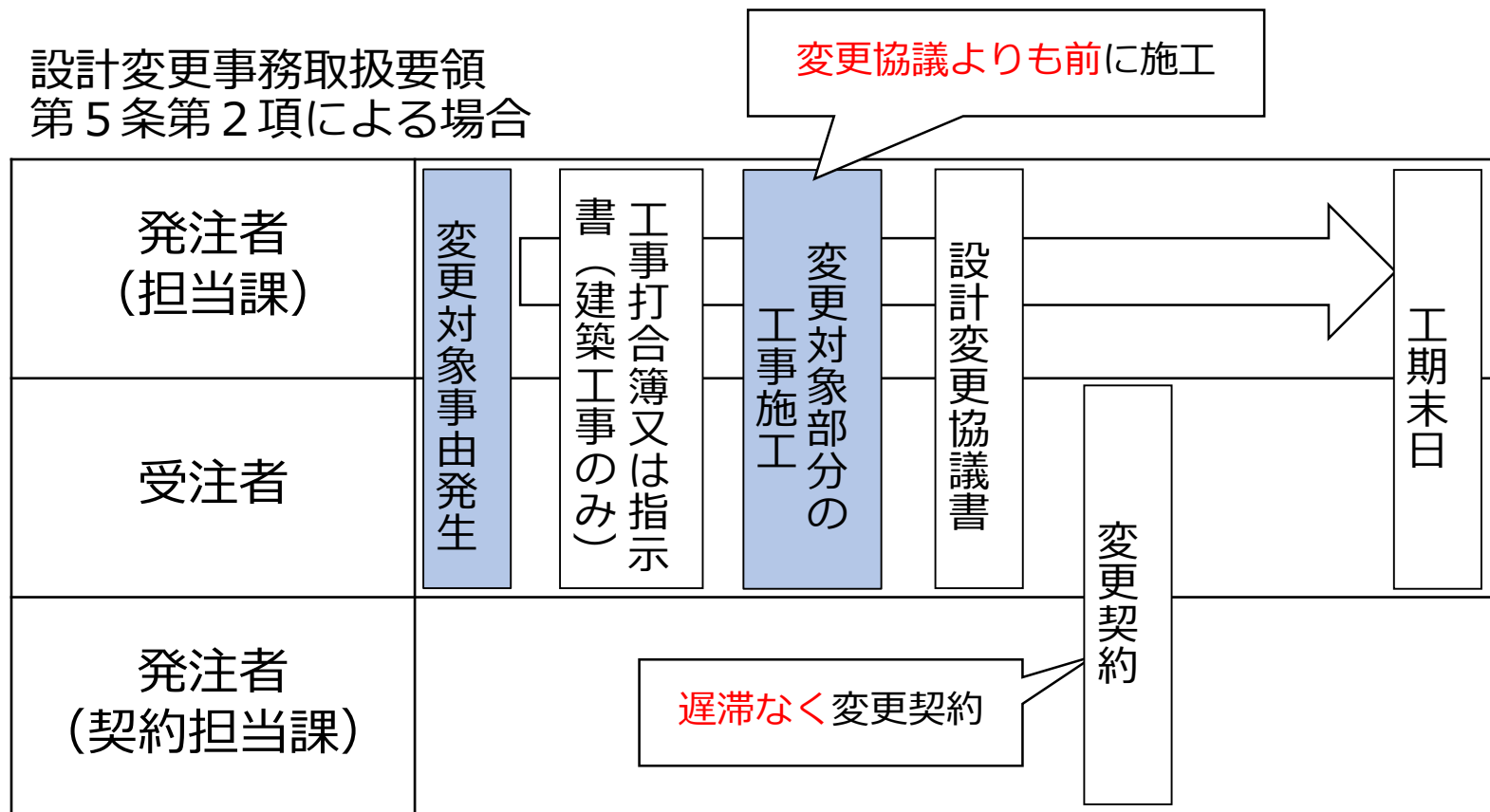
(2) 具体的な手続 (1) ～一般的な変更の場合～



具体的な手続き（2）

～設計変更を行う前に施工する場合～

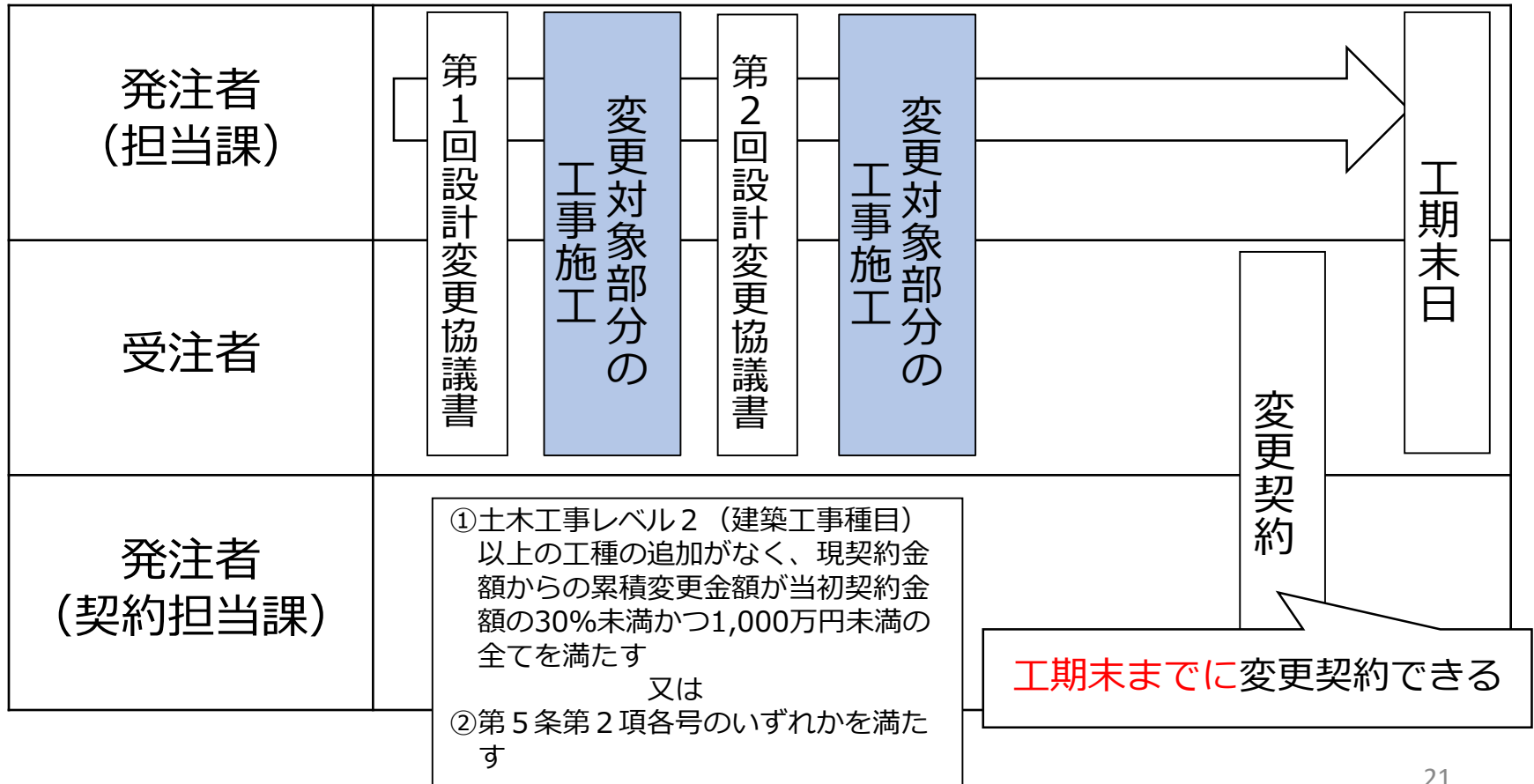
設計変更事務取扱要領
第5条第2項による場合



具体的な手続（3）

～工期末までに変更契約する場合～

軽微な変更の場合



(3) 工事中止の場合の手続き

【約款第21条】〈設計変更が可能なケース〉

工事用地等の確保ができない等のため又は防風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き。

受注者

発注者

地元調整や予期しない現場条件等のため、受注者が工事を施工することができない



「約款第21条（工事の中止）第1項」により受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として一時中止させなければならない。

受注者は、標準仕様書1-1-15第3項に基づき、基本計画書を作成し、発注者の承諾を得る。



発注者より、中止内容を通知し一時中止の指示（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）

不承諾の場合は、基本計画書を修正し、再度承諾を得る



発注者は、現場管理上、最低限必要な施設・人数等を吟味し、基本計画書を承諾



基本計画書に基づいた施工の実施



承諾した基本計画書に基づき、施工の監督及び設計変更を実施

※基本計画書：中止期間中の現場の維持・管理に関する計画

◆例 <設計変更が可能なケース>

- ①設計図書に工事着工時期が定められている時に、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- ②受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- ③予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合
- ④設計図書と実際の施工条件の相違が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- ⑤埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(4) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

〈設計変更が可能なケース〉の例示

- ① 現地測量の結果、**横断図を新たに作成**する必要があるもの。又は**縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成**が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した**推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成**が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ③ 現地測量の結果、**排水路計画を新たに作成**する必要があるもの。
- ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
- ⑤ 構造物への外力条件が変更となり**構造計算の再計算**が必要となるもの。
- ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。**(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う。)**
- ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の**構造計算の再計算及び図面作成**が必要となるもの。
- ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の**構造計算及び図面作成**。
- ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の**構造計算及び図面作成**。
- ⑩ 「手引き」「各種示方書」等との**対比設計**。
- ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ⑫ **設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出**。

(注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

(5) 受注者からの請求による工期の延長の手続き

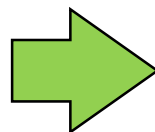
【約款第22条】 〈設計変更が可能なケース〉

受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

受注者

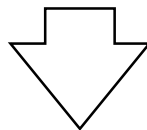
「約款第22条（受注者の請求による工期の延長）第1項」に基づき、その理由を明示した書面により発注者に通知

協議



発注者

発注者は約款第22条第2項に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。契約金額についても必要と認められるときは変更を行う



受注者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び契約金額を定める。

- 例)
- ・天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
 - ・設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
 - ・その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(6) 発注者の請求による工期の短縮の手続き

【約款第23条】 〈設計変更が可能なケース〉

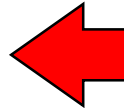
発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

受注者

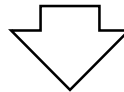
発注者

受注者は発注者からの請求に基づき、工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し、承諾を得る

協議



「約款第23条（発注者の請求による工期の短縮等）第1項」に基づき、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を書面により受注者に請求。



受注者及び発注者は約款第24条、約款第25条に基づき、「協議」により工期及び契約金額を定める。

- 例) ・ 関連工事等の影響により、工期の短縮が必要な場合
・ その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

6 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して約款第19条第1項に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

〈約款第19条第1項〉

受注者

約款第19条第1項に該当する事実を発見



現地と設計内容の違いについて、確認できる資料を工事打合簿に添付し提出。



発注者

資料を確認。

この資料の作成費用は設計変更の対象としない。

(2) 設計変更に必要な資料作成

約款第19条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、約款第19条第4項に基づき発注者が行うものであるが、やむを得ず受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、発注者・受注者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により通知後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤増加費用の算定は『付加的業務について』等による。(諸経費込みの価格を準備費に計上)

〈約款第19条第4項〉

受注者

発注者

設計図書の訂正又は変更は発注者

～設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは～

設計変更が必要な内容について、発注者・受注者間で確認
必要な資料の作成について発注者が受注者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を作成→提出

資料を確認。
この資料の作成費用は設計変更の対象。

やむを得ず受注者に依頼する場合とは、以下の条件を全て満たす場合に適用可能とする

- 1) 発注者の発議により、付加的業務(受注者による変更設計図書の作成)を実施することについて、受注者と作成図書及び作成期間(納期)について事前に協議が整っていること。
- 2) 設計図書の訂正又は変更内容は、当初の構造形式が変更とならない等設計思想が変わらないこと
- 3) 取り合いなどの現場不一致の変更や、早急な変更が必要な場合など、受注者以外では取りまとめが困難な場合

●それ以外にも、一般住民の生活に甚大影響を及ぼす恐れがあるなど、緊急な対応が必要な場合などで、やむを得ず受注者に再設計を含めて修正設計等を含む図面作成等を依頼するものは、調査設計業務委託積算基準や見積を用いて適切に費用計上すること。

7 関連事項

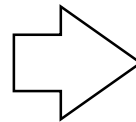
◆ 指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

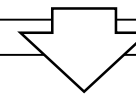
- 1 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- 2 任意の仮設・施工方法等については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象とならない。

ただし、指定・任意ともに設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象となる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。



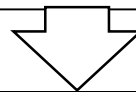
任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者にゆだねられている。
(変更の対象としない)



発注者（監督員）は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

約款第1条第3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する。	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	〈指定仮設とすべき事項〉 <ul style="list-style-type: none"> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設 	

◆入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・ 契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- ・ 入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書（建築工事及び建築設備工事は、図面及び仕様書）（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を**検討のうえ**、入札しなければならない。（みよし市入札心得書 第9条第1項 入札の基本的事項）
- ・ 入札参加者は、設計図書を始めとして指名通知書又は入札公告の内容について疑義がある場合は、質疑書により市に質問することができる。（みよし市入札心得書 第9条第2項）

【契約後】

- ・ 受注者は、**工事着手前及び工事途中において、自らの負担により約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員を通じて発注者にその事実が確認できる資料を添付した「工事打合簿」を提出し、確認を求めなければならない。**なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

8.条件明示について<土木工事>

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、約款の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。なお、特記仕様書による「施工条件明示の記載例（愛知県設計変更ガイドラインより抜粋）」は下記を参考にするものとする。

【施工条件明示の記載例】

1/4

特記仕様書

(仕様書の添付省略)

第1条 愛知県公共工事請負契約約款第1条第1項に規定する仕様書のうち、工事標準仕様書の添付を省略する。なお、土木工事標準仕様書は、愛知県建設部建設企画課H.P.にて、最新のものを確認すること。
(建設企画課ホームページアドレス: <http://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/>)

(公表歩掛の参考明示)

第2条 この設計書に記載されている歩掛等は、標準的な施工方法を参考明示したものであり、設計図書に特別の定めのある場合を除き、指定するものではない。

(施工条件の明示)

第3条 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該工事に関する施工条件であり、特記仕様書として明示する。なお、参考明示○印該当欄は、積算上の条件明示であり、指定するものではない。

「任意(積算条件)」の場合は○を付ける。○がなければ「指定」となる。

「詳細な記載が必要な場合は、別条項に記載する。」

大項目	中項目	適用項目	小項目	明示事項	内容	参考明示						
I	工法関係	①	工事施工関係	○	1	工法指定	指定工種及び工法 損矢板圧入、硬質地盤クリア工法(NETIS) ※別紙に特記仕様、施工管理基準の明示有り					
						工法指定する理由	硬質地盤への打ち込み、及び周辺振動対策					
						○	2	仮設工事	仮設工法 仮設工法選定条件	○橋脚工の土留工(別添図面のとおり) 土質条件は別添図面のとおり		
								3	仮設備	仮設備の構造		
										仮設備の施工方法 仮設備の設計条件		
						○	4	薬液注入	設計の前提条件			
									施工区分			
									材料種類 施工範囲 削孔本数及び延長 注入量及び注入圧 周辺環境調査の内容			
						○	5	現場発生品	品名・規格・数量	ガードパイプ(BP-2E) 20m(1.0t)		
引渡場所・運搬距離 再使用の有無	○建設資材置場(○市○地内) L=5km 再使用 有											
○	6	支給品及び資与品	品名・規格・数量									
			品質・性能 引渡場所・運搬距離									
○	7	部分使用	部分使用箇所	NO.△~□								
			部分使用時期 部分使用目的	H22.9下旬~ 部分使用 橋梁上部工事進入路として使用するため								
○	8	あいくる材使用	知知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用すること。									
			施工場所	品目	規格	再生原料の指定等						
			NO.△~□	都市型側溝 2-⑤-①(準JIS)	2m基本 等	・指定しない ・指定しない						
○	9	振動測定	振動測定	別紙「振動測定仕様」とおり								

複数件記載が必要な場合は、記入欄を適宜挿入すること

2/4

II	②	工事用道路	○	1	一般道の使用	搬入経路	別紙終路図のとおり				
						搬出経路	(国道○○号-県道△△線-工事仮設道路)				
						使用期間	工事期間中				
						使用時間帯	9:00-17:00厳守 ※夜間施工の搬入は時間内に行うこと				
						使用中・使用後の処置内容	使用後の補修は監督員と立会し協議すること				
						○	2	仮道路	仮設道路の構造	別紙「仮設道路図」とおり	
									安全施設等の設置内容	別紙「安全施設設置図」とおり	
									安全施設等の設置期間	工事期間中	
									工事終了後の存置・撤去	橋梁上部工事で使用するため安全施設以外存置	
									維持補修の内容	必要に応じ、砕石のかけ直し、補充を行う(任意)	
③	品質関係	1	品質管理	品質管理に関する条件							
				2							
II	①	関係工事	○	1	関連工事	関連する工事名及び発注者	橋梁上部工事、愛知県○建設事務所				
						関連する工事内容	上部工架設工事				
						調整結果内容	工事進入路の確保				
						施工に係る条件	I~I>7 部分使用参照				
						管理者名	○市 治水課 05***-***-****				
						○	2	公共補償工事等他管理者協議	協議結果内容	水路の付け替え	
									施工に係る条件	工事着手前に境界立会 引き渡し構造物完成後に現地立会	
									協議成立見込時期(未了の場合)	-	
						○	3	占用支障物件協議	占用支障物件名	光ケーブル(NTT)	
									協議結果内容	H22.11移設完了予定	
施工に係る条件	監督員とNTT立会後試掘ること 添削図面のとおり										
協議成立見込時期(未了の場合)	-										
			占用支障物件名	水道(○市水道局)							
			協議結果内容	移設申請済み							
			施工に係る条件	未定							
			協議成立見込時期(未了の場合)	H22.9協議完了予定							
②	関係機関協議	○	1	交差協議等	協議機関名	JR東海					
					協議結果の内容	別紙「跨線橋架設・協定書(抜粋)」のとおり					
			施工に係る条件	近接施工の制限有り 基礎杭:鉄道運行時間外施工							
			協議成立見込時期(未了の場合)	-							
			協議機関名	公安委員会							
			協議結果の内容	交差点協議及び工事搬入路の交通誘導							
			施工に係る条件	IV-1-3 交通誘導員等の配置参照							
			協議成立見込時期(未了の場合)	-							

複数件記載が必要な場合は、記入欄を適宜挿入すること

複数件記載が必要な場合は、記入欄を適宜挿入すること

【条件明示の明示記載例】（愛知県設計変更ガイドラインより抜粋）

3/4

III	用地関係	①	用地関係	○ 2	地元調整	調整結果の内容	別紙「地元調整事項」のとおり				
					○ 3	法令等手続き	手続き先機関	○〇市 農業委員会			
							協議結果の内容	工事用仮設道路の借地に関する 農地転用手続き 愛知県申請・手続き免除			
							施工に係る条件	特になし			
4	協議成立見込時期 (未了の場合)	-									
IV	安全策関係	①	安全策関係	○ 1	交通安全施設	指定の内容					
					指定の期間						
				○ 2	近接施工	近接する施設	JR〇〇線				
					施工方法・作業時間帯等	基礎杭工 夜間施工(0:00~5:00)					
				○ 3	交通誘導警備員等の配置	警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会第20条)第2条に規定される、公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務を行う路線に該当					
						上記該当路線名	県道△△線				
						配置位置	配置人数	時間	交替 要員	期間	備考
						工事用仮設道路	1	8:00~17:00	有	30日	※1
						搬入路 〇〇交差点付近 通字路	1	8:00~9:00 15:00~17:00	無	20日	※1
						交通誘導警備員配置図	※1 別紙「交通誘導警備員配置図」参照				
交通誘導警備員配置期間算出表	※1 別紙「交通誘導警備員配置期間算出表」参照										
○ 4	除草工	飛散防止措置	飛石等の飛散防止を実施すること								
V	建設副産物	①	建設発生土	○ 1	建設発生土の利用	搬入元 利用方法	数量	土質区分	片道 運搬距離	備考	
					現場内利用	500㎡	第4種 建設発生土	L=4.0km			
					現場 利用 条件	土質試験	項目	「土の締固め試験」(JISA1210) 「土粒子の密度試験」(JISA1202) 「土の含水比試験」(JISA1203)			
							箇所・数	2箇所 別紙「土質試験箇所図」参照			
					土質改良	土質改良有。特記仕様書第〇〇条参照					
					仮置き場	※1 必要 指定有 借地料不要 別紙「仮置き場位置図①」参照					

4/4

VI	資料の確認	①	資料の確認	○ 1	地質調査報告書の貸与	契約後貸与する。		
					○ 2	測量成果簿の貸与	契約後貸与する。	
					○ 3	用地境界杭の確認資料提示	契約後貸与する。	
					○ 4	測量基準点の確認資料提示	契約後貸与する。	
					○ 5	地下埋設物の確認資料提示	別添「道路台帳の写し」参照	
					○ 6	設計委託成果の貸与	契約後貸与する。	
					○ 7			
					○ 1	調査・試験等に対する協力	施工合理化調査	安定処理工
					○ 2	工事施工後にしか 既成杭工	法枠工及び法面整形工	法面整形後、施工数量を提示すること 打設後、杭長及び打ち込み長を提示すること
					○ 3	建設機械運搬費(〇〇工)	機種	回数
○ 4	重建設機械分解・ 組立輸送(〇〇工)	機種	回数			備考		
○ 5	重建設機械分解・ 組立輸送(〇〇工)	機種	回数			備考		
○ 6	仮設材運搬費	名称	規格	所在地	運搬距離	備考		
○ 7		鋼矢板	Ⅲ型	〇〇市	〇〇.〇km	片道or往復		

任意(積算条件)であるため、〇を付ける。

3/3

9.設計図書の照査について

◆約款及び標準仕様書において設計照査の実施は受注者の責務

(1) 約款第19条(条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

(2) 標準仕様書第1編総則編第1章総則<土木工事>

1-1-3 設計図書の照査等

受注者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員を通じて発注者にその事実が確認できる資料を添付した「工事打合簿」を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

◆設計図書の照査の範囲

●標準仕様書により受注者が作成する資料の範囲

①現場地形図・・・・・・・・・・実測横断図

設計図との対比図・・・・・・・・・・当初設計図への現地盤線等の作図

取合い図・・・・・・・・・・当初設計図への既設構造物の追記

施工図・・・・・・・・・・施工ヤード等実施工程上問題となる施工資料

②更なる追加資料とは現地の事実が確認できない場合に限り要求できるものとする

注1) 更なる追加資料とはP34(2)最終行「更に詳細な説明または書面の追加」を指す

注2) 現地事実の確認の範囲は、上記の資料に対して新たな比較設計や構造計算が伴うものは含まれていない。受注者の資料に対して更なる比較設計や構造計算等の検討に掛かる費用は発注者の責務において実施するものとする。

◆設計図書の照査の範囲を超えるもの

「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に必要な費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

設計照査の範囲を超えるものの事例は本ガイドラインP24を参照

◆工事受注者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

工事受注者は、約款及び標準仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、一般事項については、「設計図書の照査要領（案）」の照査の項目を実施する。

また、その他工種毎の照査についても、適宜実施する。

設計図書の照査要領（案）

平成22年11月

愛知県建設部

◆照査要領（案）

請負者が設計図書の照査を行う際のチェックリストとして、照査要領（案）を定めた。

照査項目は、大項目として、条件明示（Ⅰ工法関係、Ⅱ工程関係、Ⅲ用地関係、Ⅳ安全対策、Ⅴ建設副産物）、資料貸与及び設計図書の3項目に分類した。

チェック内容は、大項目毎（条件明示、資料貸与及び設計図書）に異なる。

条件明示に関する項目は、設計書及び特記仕様書に明示してあるが、よくわからないことも含め、条件変更確認請求通知書で確認する。

条件の確認は重要で、発注者と請負者で認識のずれがあると、工事目的物が間違っ出来上がったり、設計変更が円滑に行われないなどの問題が生じる原因となる。

資料貸与に関する項目は、資料が貸与されている場合についても、その資料中に確認したい事項があれば、条件変更確認請求通知書で確認する。

設計図書に関する項目は、設計図書に誤謬、脱漏等の事実がある場合に条件変更確認請求通知書で確認する。

また、具体的なチェック方法は、照査要領（案）の記入要領を参考とする。

照査項目一覧表は、照査のためのツールであり、目的物ではない。照査結果の参考資料として条件変更確認請求通知書に添付し、提出する。

確認事項が無い場合は、打合簿に添付し、確認事項が無かったことを報告する。

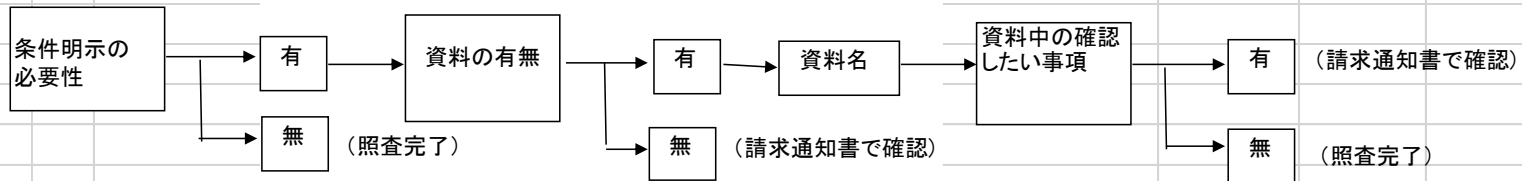
なお、道路維持補修工事等「工事打合せ簿」による工事については、この照査要領（案）による照査の対象としない。

照査項目一覧表

項目		内容	条件明示の必要性	資料の有無	資料名	資料中の確認したい事項	
条件明示	Ⅰ 工法関係	工事施工関係	工法指定に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			仮設工事(指定・任意共)に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			仮設備に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			薬液注入に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			現場発生品に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			支給材及び貸与品に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			部分使用に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			あいくる材使用に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	工事用道路	一般道の使用に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
		仮設道に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	品質管理関係	品質管理に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	その他	その他工法に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	Ⅱ 工程関係	関連工事	関連する工事の内容及び制約条件に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			公共補償工事等における他管理者との協議結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			占用支障物件の協議結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
		関係機関協議	交差協議の調整結果(道路、河川、鉄道、公安委員会等)に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			地元及び地権者との調整結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
			保安林、農地、埋蔵文化財等との調整結果に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
その他	その他工程に関すること	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		

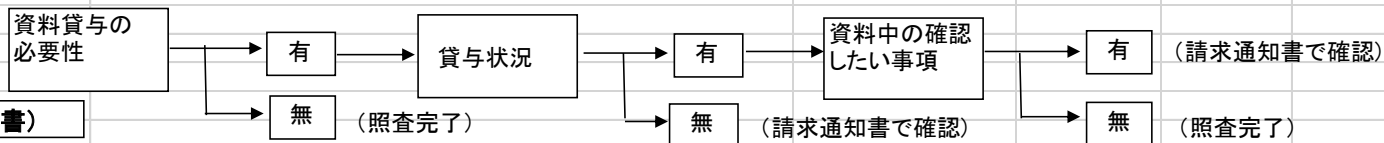
項目		内容	条件明示の必要性	資料の有無	資料名	資料中の確認 したい事項	
条件 明示	Ⅲ 用地 関係	借地に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□	
		工事用地の復旧に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□	
		事業損失防止に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□	
		立木伐採に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□	
		その他工事用地に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□	
	Ⅳ 安全 対策	安全対策関係	交通安全施設に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			近接施工に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			交通誘導員に関すること(対象工種、期間、人数及び配置)	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			その他安全対策に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
	Ⅴ 建設 副産物	建設発生土	建設発生土の利用に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			建設発生土の搬出に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			その他建設発生に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
		建設廃棄物	建設廃棄物の処理に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
			その他建設廃棄物に関すること	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□

フロー図(条件明示)



項目		内容	資料貸与の必要性	貸与状況	—	資料中の確認 したい事項
資料貸与	資料の確認	地質調査報告書の貸与	有□ 無□	有□ 無□		有□ 無□
		測量成果簿の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		用地境界杭の確認	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		測量基準点等の確認	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		地下埋設物に関する資料の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		設計委託成果品(設計条件等の確認)の貸与	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
		その他資料貸与に関すること	有□ 無□	有□ 無□	—	有□ 無□
項目	内容	事実の有無	—	—	—	
設計図書	設計図書の確認	金抜き設計書の設計数量と数量計算書との不整合	有□ 無□	—	—	—
		設計図面と数量計算書に使用した寸法、記号及び規格の不整合	有□ 無□	—	—	—
		必要項目の図面からの抜け落ち(水位、地質条件等)	有□ 無□	—	—	—
		設計計算書の計算結果の間違った図面への反映	有□ 無□	—	—	—
		設計図面相互の不整合(構造図と配筋図等)	有□ 無□	—	—	—
		図面が不明瞭	有□ 無□	—	—	—
		施工後にしか数量が、確定できない工種	有□ 無□	—	—	—
		その他設計図書の確認に関すること	有□ 無□	—	—	—

フロー図(資料貸与)



フロー図(設計図書)



Ⅱ 参考資料

1. みよし市工事請負契約約款（抜粋）R3.4.1改正

- ◇第 1 条 : 総則
- ◇第 9 条 : 特許権等の使用
- ◇第 16 条 : 支給材料
- ◇第 18 条 : 設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等
- ◇第 19 条 : 条件変更等
- ◇第 20 条 : 設計図書の変更
- ◇第 21 条 : 工事の中止
- ◇第 22 条 : 受注者の請求による工期の延長
- ◇第 23 条 : 発注者の請求による工期の短縮等
- ◇第 24 条 : 工期の変更方法
- ◇第 25 条 : 契約金額の変更方法等
- ◇第 26 条 : 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更
- ◇第 27 条 : 臨機の措置
- ◇第 28 条 : 一般的損害
- ◇第 30 条 : 不可抗力による損害

2. 愛知県土木工事標準仕様書（抜粋）

- ◇1-1-3 : 設計図書の照査等
- ◇1-1-15 : 工事の一時中止等
- ◇1-1-16 : 設計図書の変更
- ◇1-1-17 : 工期変更

3. みよし市設計変更事務取扱要領

1. みよし市工事請負契約約款の条項

第1条（総則）

発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第9条（特許権等の使用）

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第16条（支給材料）

発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）の品名、数量、品質又は規格、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料の引渡しを受けた後、当該支給材料に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料に代えて他の支給材料を引き渡し、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書の定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第18条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（設計図書の変更）

発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない

第 2 2 条（受注者の請求による工期の延長）

受注者は、天災等又は第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 2 3 条（発注者の請求による工期の短縮等）

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第24条（工期の変更方法）

工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第25条（契約金額の変更方法等）

契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第26条（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更）

発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額の変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第27条（臨機の措置）

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

第28条（一般的損害）

工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第30条（不可抗力による損害）

工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

2. 土木工事標準仕様書（愛知県 建設局）令和3年4月

1-1-3（設計図書の照査等）

1. 図面原図の貸与

請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等市販・公開されているものについては、請負者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

請負者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約書第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、工事打合簿にその事実が確認できる資料を添付し、監督員へ提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、発注者は設計図書の照査以外の書面の追加については、契約書第20条によるものとし、監督員の指示によるものとする。

設計図書の照査は、愛知県建設局「設計変更ガイドライン」の「9 設計図書の照査について」に基づき行うものとする。

なお、工事着手前に行う設計図書の照査は、「設計変更ガイドライン」の「9 設計図書の照査について」の内照査要領（案）に基づいた照査を行い、照査結果を報告するものとする。

3. 条件変更確認通知

発注者は、第2項の規定による条件変更の内容について、工事打合簿により提出された場合、請負者の立会のうえ調査を行い、調査終了後2週間以内に調査結果を工事打合簿により請負者に通知しなければならない。

4. 契約図書等の使用制限

請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-3（設計図書の照査等） 続き

5. 「設計・施工条件確認会議」の開催

設計図書において、「設計・施工条件確認会議」の開催工事であることを明示された場合は、請負者・設計受託者・発注者の三者が一同に会し、設計意図、施工に関する課題及びリスクを洗い出し、それらの考え方や方針を共有することにより意思決定の迅速化を図り、生産性を向上させることを目的とした「設計・施工条件確認会議」を「土木工事「設計・施工条件確認会議」実施要領」に基づき、発注者発議により開催するものとする。

なお、請負者は、「設計図書の照査」の結果、「設計施工条件」を確認することが工事施工上必要と判断した場合、「設計・施工条件確認会議」の開催について発注者と協議できるものとし、発注者は開催しない明確な事由がない限り、請負者発議による「設計・施工条件確認会議」を開催することとする。

1-1-15（工事の一時中止）

1. 一般事項

発注者は、契約書第21条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ請負者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的、または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-50臨機の措置により、請負者は、適切に対応しなければならない。

- （1）埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
- （2）関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合
- （3）工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

2. 発注者の中止権

発注者は、請負者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。

3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、請負者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、請負者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-16（設計図書の変更）

設計図書の変更手続きは、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」の規定により行うものとする。

1-1-17（工期変更）

1. 一般事項

契約書第16条第7項、第18条第1項、第19条第5項、第20条、第21条第3項、第22条及び第40条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する（本状において以下「事前協議」という。）ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。

2. 設計図書の変更等

請負者は、契約書第19条第5項及び第20条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. 工事の一時中止

請負者は、契約書第21条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

4. 工期の延長

請負者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5. 工期の短縮

請負者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3. みよし市設計変更事務取扱要領

設計変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、設計内容の変更（以下「設計変更」という。）及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 設計変更とは、みよし市契約規則（昭和42年三好町規則第1号）第36条第1項の規定による「契約内容の変更」により元設計を変更することをいい、本要領第5条の規定により、契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ契約者に協議することを含むものとする。

(設計変更のできる範囲)

第3条 設計変更のできる範囲は、次に掲げる理由により、やむを得ず元設計を変更する必要がある場合とする。

(1) 発注後に発生した外的条件によるもの

- ア 自然現象その他不可抗力による場合
- イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
- ウ 地元調整等（施設管理者又は関係機関との調整を含む。）が必要となった場合
- エ 安全対策（交通誘導警備員、仮設工等の新增設等）に基づく場合

(2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの

- ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
- イ 地盤支持力の確認に基づく場合
- ウ 土質・地質の確認に基づく場合
- エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
- オ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による数量、処理方法、処理場等の変更等に基づく場合
- カ 諸経費調整に基づく場合
- キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
- ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
- ケ 設計図書の内容の不一致、誤びゅう、脱漏又は不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致その他確認困難な要因による場合

(3) 事業の進捗を図ることが合理的かつ効果的であるもの

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30%以内（別件発注するのが妥当な場合は除く。）の場合

ただし、増加額が30%を超える場合であっても、現在施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なときは、契約変更することができるものとする。

なお、契約変更が複数回に及ぶ場合、当初契約金額に対する累積増減額が当初契約金額の30%を超えてはならないものとする。

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

2 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替えるものとする。

(設計変更の手続)

第5条 設計変更はその必要が生じた都度、監督員が当該変更の内容を掌握し、予算の範囲内で処理できることを確認した上で、設計変更協議書（別記様式）により、別表に定める決定区分に従い決定を受け、契約者に協議しなければならない。この場合において、変更金額については概算金額とすることができる。

2 監督員は、次の各号のいずれかの条件を満たす変更は、前項の規定による設計変更の協議を行う前に、工事打合簿又は指示書（建築工事のみ）により契約者に工事の変更を指示し、当該変更に係る工事施工後に設計変更の協議をすることができるものとする。

- (1) 現場の取合いなどで、工事施工前に数量が定まらないもの
- (2) 防災及び安全管理などのため、緊急施工が必要なもの
- (3) 契約者の責めによらない事由で、設計変更の協議を待つことができないもの（第三者への影響があるもの）

(契約変更の手続)

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、前条第2項各号のいずれかの条件を満たす変更又は次に掲げる条件を全て満たす軽微な変更は、工期の末（債務負担行為に基づく工事にあつては各会計年度末）までに行うことができるものとする。なお、契約期間を変更する必要があるものについては、その都度遅滞なく変更契約書を作成しなければならない。

(1) 工種の追加を伴わないもの

(2) 設計変更による増減額（複数回に及ぶ変更の場合は、累積増減額）が当初契約金額の30%未満かつ1,000万円未満のもの

2 契約変更に伴う変更執行何書に添付する設計変更理由書には、第3条の「設計変更のできる範囲」に該当する項目を明記し、併せてその理由を具体的に記述しなければならない。この場合において該当する事項が2以上となる場合も同様とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

別記

1 一般的事項

設計変更は、一般に競争入札の手続を経て成立した請負契約の内容を変更するものであるから、要領第3条「設計変更のできる範囲」に定める場合に限って限定的に認められるものである。したがって、当初の設計書作成段階では、現場調査等を十分かつ慎重に行うものとし、安易に設計変更を行うことは極力避けなければならない。

2 個別的事項

- (1) 要領第3条第1号イについて
「他事業」とは、他機関、公益事業者等の現に実施中又は計画中の事業をいうものとする。
- (2) 要領第3条第1号(1)ウについて
発注後における地元要望等を理由とする設計変更の取扱いが、これまで不明確であったため、新たに一項を加えたが、これは、円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。なお、「地元調整等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望に対する対応をいう。
- (3) 要領第3条第2号クについて
クについては、要領第3条第2号ア～エ以外の場合をいう。
- (4) 要領第3条第3号について
設計額と契約額（いわゆる請負差金）において、当該予算が計上された趣旨に沿って既発注工事の事業的効果あるいは投資効果を促進するため、増工する場合等をいうものである。なお、本項による増工が認められるのは、原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものであること。
- (5) 要領第4条第1項及び第6条第1項第2号について
累積増減額については概算額で行うものとする。
- (6) 要領第4条第2項について
諸経費調整を伴う設計変更による変更契約は、原則前払いを行った後、速やかに行うものとする。なお、契約保証金及び前払金については、当初契約金額（諸経費調整を伴う設計変更による変更契約を行う前の契約金額）を基に算定した額とする。
- (7) 要領第5条第1項について
概算金額は、契約者の見積書を参考にすることができる。
- (8) 要領第5条第2項について
変更手続において、変更協議を行い変更契約締結した後、着手することが原則であるが、変更内容や状況により、協議前着手が必要な場合の特例を定めたものである。なお、この場合の協議の時期については、この条文及び他の条文に定める範囲内であれば、工期内においてまとめて行うことができるものとする。

(9) 要領第6条第1項第1号について

工種については、原則的には土木工事レベル2（国土交通省が積算体系で定めるレベル。国土交通省において積算体系が変更された場合は変更したものによるものとする。）、建築については種目をいう。

(10) 要領第6条第1項第2号について

軽微な変更等のうち、「30%」かつ「1000万円」という範囲は、契約変更が2回以上と重なることがあっても、当初契約金額に対する最終的な増減額がこの範囲を超えてはならない趣旨である。

(11) その他

ア 設計変更が原則できないケース

(ア) 発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工を実施した場合

(イ) 発注者と「協議中」で協議の回答がない時点で施工を実施した場合

(ウ) 正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合

イ 業務委託の変更について
業務委託の変更については、要領中「工事」を「業務」と読み替えて適用するものとする。なお、変更に係る手続における決定区分は、別表の決定区分及びみよし市職務権限規程（昭和50年三好町規程第1号）の決定区分によるものとする。

別表（第5条関係）

種類	契約権限事項	決定者				合議				
		市長	副市長	部長等	課長等	財政担当部長	契約担当部長	財政担当課長	契約担当課長	
工事・委託等	設計変更協議書	元設計 15,000 万円以上	○ 増減額 (累積) が当初契 約金額の 10%を越 える場合		○ 左 以 記 外		○	○	○	○
		元設計 15,000 万円未 満 6,000 (1,000) 万円以 上	○ 増減額 (累積) が当初契 約金額の 10%を超 える場合		○ 左 以 記 外		○ 増減額 (累積) が当初契 約金額の 10%を超 える場合	○ 増減額 (累積) が当初契 約金額の 10%を超 える場合	○	○
		元設計 6,000 (1,000) 万円未 満 130(50) 万円超			○		○ 増減額 (累積) が当初契 約金額の 30%を超 える場合	○ 増減額 (累積) が当初契 約金額の 30%を超 える場合	○ 増減額 (累積) が当初契 約金額の 20%を超 える場合	○ 増減額 (累積) が当初契 約金額の 20%を超 える場合
		元設計 130(50) 万円以 下 30(30) 万円超				○			○ 増減額 (累積) が当初契 約金額の 30%を超 える場合	○ 増減額 (累積) が当初契 約金額の 30%を超 える場合

※ () 内は委託をいう。